

# 幼稚園、保育園および認定こども園の 保育料基準額表

(R5.4.1 改正)

- ☆保育料（利用者負担額）は父母（保護者）の所得（市町村民税所得割額）に応じて決定します。
- ☆住宅取得控除等がある場合は、税額控除される前の額で算定されます。
- ☆保育料は年2回、毎年4月に年齢による保育料の見直しと、毎年9月に前年の所得による保育料の見直しがあります。
- ☆保育料の年齢による算定は、4月1日時点の年齢で計算いたします。その年の途中で3歳のお誕生日を迎えても、3歳児（年少）クラスになるまでは無償化の対象にはなりません。

## 0歳から2歳児クラスの保育料

### 【 保育園 ・ 認定こども園 】

階層区分		保育料	
		標準時間	短時間
①	生活保護世帯	0円	0円
②	市町村民税非課税世帯	0円	0円
	母子・在宅障がい児（者）世帯等	0円	0円
③	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	13,000円	12,700円
	母子・在宅障がい児（者）世帯等	5,500円	5,400円
④	市町村民税所得割課税額 97,000円未満	20,000円	19,600円
	母子・在宅障がい児（者）世帯等市町村民税所得割課税額 77,100円以下	9,000円	9,000円

階層区分		保育料	
		標準時間	短時間
⑤	市町村民税所得割課税額 131,000円未満	24,000円	23,500円
⑥	市町村民税所得割課税額 169,000円未満	28,000円	27,500円
⑦	市町村民税所得割課税額 221,000円未満	32,000円	31,400円
⑧	市町村民税所得割課税額 281,000円未満	34,000円	33,400円
⑨	市町村民税所得割課税額 301,000円未満	37,000円	36,300円
⑩	市町村民税所得割課税額 397,000円未満	40,000円	39,300円
⑪	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	48,000円	47,100円

- \* 保育料には入園料や施設費、給食費等が含まれますが、バス代、教材費等は含まれません。
- \* 保育所や幼稚園等を同時に利用している場合、最年長から順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。（市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯については、生計を一にしている子どもを2人以上監護している場合、年齢に関わらず最年長から順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。）
- \* 一時預かり保育事業や延長保育事業等の料金については、各実施園へお問い合わせください。
- \* 保育所等に入所する、3歳未満の第2子以降の保育料を、市から助成金として支給します。対象者には毎年12月頃に申請書を送付します。